



**お知らせ** 危険ドラッグ・シンナー等  
乱用防止強調月間

3月11日(水)から4月10日(金)は「危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強調月間」です。  
危険ドラッグを乱用すると、おう吐やけいれん、意識消失などが起き、死亡に至ることもあります。また、精神へ影響を及ぼし、自分の意志で乱用をやめることができなくなる可能性もあります。とても危険な薬物なので、好奇心などから安易に手を出しては絶対にいけません。  
家庭、学校、地域などそれぞれの立場で危険ドラッグ等の薬物乱用防止に努めましょう。

市保健相談センター TEL 0994-41-2110

**お知らせ** 収穫直前の茶園付近での  
農薬散布に注意しましょう

収穫直前の茶に農薬が付着すると、農薬の残留基準を超過し出荷できなくなる場合があります。  
収穫予定日の10日前から収穫が終わるまでの間、茶園に「お知らせ旗」を設置しますので、茶園付近で農薬の散布を行う場合は風向きに留意するなど、農薬の飛散防止にご協力ください。



▲お知らせ旗

鹿児島県茶生産協会事務局 (県農産園芸課内)  
TEL 099-286-3200

**お知らせ** 指定給水装置工事事業者の登録  
更新に関する説明会を行います

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者は5年に1回登録を更新する必要があります。関係事業者を対象に更新手続きについての説明会を開催しますので出席をお願いします。

- 日時 3月24日(火)・26日(木)  
① 11:00～ ② 13:30～
- 場所 市役所別館第1・2会議室  
※更新の申請様式と記入例は市ホームページに有り



市工務課 TEL 0994-43-4225

**お知らせ** 公共下水道整備に伴う供用  
開始区域の縦覧ができます

市では、地域ごとに公共下水道の整備を行っています。下水道法第9条の規定により、令和元年度の整備済対象地域の土地を縦覧することができます。  
なお、公共下水道工事が終了した地域に居住している土地所有者等には、翌年度から受益者負担金が賦課されます。土地所有者等には、4月に土地所有者等申告書を送付するとともに受益者負担金等の説明会の開催を予定しています。

- 縦覧期間 3月17日(火)～31日(火)
- 縦覧場所 市下水道課 (市役所分庁舎2階)

市下水道課 TEL 0994-31-1133

**催し物** 「第28回かごしまフォト農美展」  
入賞作品展

鹿児島県の農業・農村が持つ魅力を伝える写真展  
●期間 3月13日(金)～19日(木)  
●場所 市役所1階市民ホール

市農地整備課 TEL 0994-31-1120

**催し物** 図書館映画会

映画「パパはわるものチャンピオン」の上映会  
●日時 3月29日(日) 14:00～16:00  
●場所 市立図書館2階制作演習室 ●入場料 無料

市立図書館 TEL 0994-43-9380

**催し物** 霧公春まつり2020

●日時 3月22日(日) 10:00～16:00  
●イベント内容・場所

イベント内容	場所
おもしろ自転車体験 マウンテンバイク体験	マウンテンバイクパーク
ディスクゴルフ体験会	自由広場
霧公スタンプラリー	霧島ヶ丘公園内
霧公を走る! ローストレイン特別運行	おおすみ観光案内所 ～ふれあい橋
えんがわフリマ (11:00～16:00)	かのやえんがわ

●参加料 無料

市都市政策課公園管理室 TEL 0994-31-1150

**お知らせ** 自殺対策強化月間

自殺予防の第一歩は、「いつもと違う変化」に気づくことです。自殺者の多くは心理的に追い込まれたものであり、専門家への相談やうつ病等の治療により、防ぐことができるといわれています。  
また、1年間に全国で約2万人、県内で約270人、肝属地区では約25人の人が自ら命を絶っています。自殺は特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。  
身近な人や大切な人の今日の表情はどうでしょうか。大切な人のかけがえのない命を守るために、「気づき・手と手をつなぎあい・支えあって」いきましょう。

●相談窓口

機関	電話番号 (TEL)
市保健相談センター	0994-41-2110
鹿屋保健所	0994-52-2124
県精神保健福祉センター	099-218-4755
県自殺予防情報センター	099-228-9558
こころの電話	099-228-9566 099-228-9567
いのちの電話 (24時間対応)	099-250-7000

※自身や家族の不調に気づいたら、迷わず相談してください。

●「こころの体温計」でストレスチェックができます  
心の状態をセルフチェックできる「こころの体温計」をご活用ください。

○料金=無料 ※別途通信料が発生



▲こころの体温計

市保健相談センター TEL 0994-41-2110

**お知らせ** 夜間急病センター・夜間救急当番医  
の適正な利用をお願いします

大隅広域夜間急病センター及び夜間救急当番医は、夜間の緊急性の高い患者の処置を行うことを目的とした医療機関です。  
比較的軽症の患者や「昼は仕事だから」「明日は忙しいから」「薬だけもらいたいから」などといった理由で夜間に受診すると、緊急性の高い患者の診療の遅れや受診ができなくなる場合があります。



夜間急病センター等の本来の目的を正しく理解し、夜間の診療体制を守りましょう。また、安易な救急車の利用も控えましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●各施設の診療時間・診療内容

施設等	診療時間	診療内容
夜間急病センター	19:00～7:00 ※受付は6:30まで	内科及び小児科の応急的な処置 (薬の処方1日分)
夜間救急当番医	18:00～23:00 ※23:00以降は急患のみ対応	外科の応急的な処置

※夜間休日当番医の医療機関は、大隅肝属地区消防組合テレホンサービス (TEL 0994-43-0119) で当日の17:00以降に確認可能  
※診察の際は、お薬手帳を持参してください。

市保健相談センター TEL 0994-41-2110

**お知らせ** 国民健康保険被保険者を対象に高額な  
医療費に対する支援制度があります

●高額な医療費を支払ったとき  
同じ月に医療機関に支払った自己負担額が、世帯ごとに設定される限度額を超えた場合は、その超過分が高額療養費として支給されます。  
○申請方法=印鑑、免許証、通帳、医療機関の領収書、マイナンバーがわかるものを市健康保険課又は各総合支所住民サービス課に持参  
※対象者には受診した月の早くて3か月後に支給案内を送付  
※70歳未満の人は21,000円以上の保険診療が対象 (医療機関ごとに入院、外来、歯科に分けて計算)

●高額な医療費を支払えない場合  
「高額療養資金貸付制度」を利用すると、限度額を超えた医療費の貸付を受けることができ、医療機関への支払いは限度額までとなります。  
○利用方法=支払い前に印鑑、免許証、マイナンバーがわかるものを市健康保険課又は各総合支所住民サービス課に持参

●事前に医療費が高額になると把握できるとき  
市健康保険課で発行する限度額適用認定証を医療機関の窓口に表示することで、保険適用分の支払いが限度額までとなります。  
○発行方法=印鑑、免許証、マイナンバーがわかるものを市健康保険課又は各総合支所住民サービス課に持参  
※国民健康保険税に未納がある場合は発行不可

市健康保険課 TEL 0994-31-1162